

【結果（意見）：香取農業事務所】

財産調査の同意書は、延滞時における財産調査を円滑に行うためにも必要な書類である。

そのため、延滞が生じた早期のタイミングで可能な限り財産調査の同意書の入手するよう要望する。

② 農業改良資金貸付金債権管理マニュアルの更新について（意見）

【現状・問題点】

主務課において、「農業改良資金貸付金債権管理マニュアル」（平成 23 年 4 月改訂、本項において、以下「マニュアル」という。）が作成されており、延滞発生直後の対応方法から、その後の法的手続や不納欠損処分に関する事項までが詳細に記載されている。

マニュアルには、延滞者に償還計画を記載した償還計画書を提出させるとした規定や各農業事務所が、延滞者の一般財産からの回収見込、担保物件からの回収見込、連帯保証人からの回収見込の調査・検討を基に回収見込表を作成することが規定されていたが、いずれも実施されていなかった。

これについて、主務課に質問したところ、マニュアルを基に主務課及び各農業事務所は債権管理を実施していたが、近年の債権管理については、平成 30 年 3 月に、県の債権管理の基礎となる債権管理適正化の手引の大幅な見直しが行われ、より詳細な手法が示されたことから、これに基づき、総務課の指示を仰ぎながら債権管理を行っているとの回答があった。

また、マニュアルの廃止について質問したところ、主務課では、債権管理適正化の手引には記載されていない部分を参考とすることができるためマニュアルを廃止せずにそのまま残しており、マニュアルに記載されていることは必須事項という扱いはしていないとのことであった。

業務マニュアルは業務を平準化、効率化するとともに、業務の属人化を防止し、手続漏れを防止するものでもある。特に、主務課及び各農業事務所が有するマニュアルにおいては、債権管理を適正に行うために主務課で確認がなされ、制定されたものであり、前任の職員が自分のために作成したマニュアルを後任が更新しながら引き継いでいくものではない。

そのため、マニュアルに記載している内容を参考資料として使用するのであれば、主務課及び各農業事務所の職員が参考資料として利用できる箇所を明示するとともに、マニュアルの中で使用しない箇所があれば、該当部分を削除する等の改定作業を実施しなければ、マニュアルを有効に活用することができず、中途半端なマニュアルがあることでかえって業務に混乱をきたす可能性がある。

【結果（意見）：団体指導課】

主務課及び各農業事務所においては、債権管理適正化の手引を準用しつつ、一部については独自で策定したマニュアルに基づき、債権管理を行っていることから、これまでに得られた経験や知見等を踏まえた債権管理等に係る業務マニュアルについて、適時、適切に更新するよう要望する。

13 農林水産部・団体指導課：就農支援資金（貸付金の償還金）

（1）概要

① サンプル抽出方法

農林水産部団体指導課の債権名称「就農支援資金（貸付金の償還金）」について、全件をサンプルとした。

② 案件情報

サンプル番号	ア	イ
債権の種類	私債権	私債権
債権発生原因	貸付金債権	貸付金債権
主債務者	Y	O
連帯債務者、保証人、連帯保証人	S	K
裁定額（貸付金額）	3,800,000 円	2,000,000 円
収入未済額（令和6年3月31日現在）	3,800,000 円	1,665,000 円
督促日	— （据置期間が経過した後、順次償還（返済）される債権であるため）	— （据置期間が経過した後、順次償還（返済）されるものであるため）
消滅時効起算日	平成17年12月16日	平成18年10月17日
催告日	令和6年9月	令和6年9月
財産調査	実施済み	実施済み
滞納処分	—	—
法的措置	債務者本人：実施せず 保証人：実施せず	債務者本人：実施せず 保証人：実施せず
徴収緩和	—	—
債務者等の破産	債務者：該当なし 保証人：該当なし	債務者：破産 保証人：該当なし
相続（相続放棄）	—	—

債権放棄	実施済み（令和 6 年 12 月 27 日）	実施済み（令和 6 年 12 月 27 日）
その他の債権消滅事由	—	—

③ 債権概要

ア 債権の内容

就農支援資金は、農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者その他の農業を担うべき者の確保の重要性が著しく増大していることに鑑み、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的として制定された青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 26 年 4 月 1 日廃止。以下「特別措置法」という。）に基づく債権である。

当債権は、特別措置法、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令（平成 26 年 4 月 1 日廃止。以下「特別措置法施行令」という。）、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則（平成 26 年 4 月 1 日廃止。以下「特別措置法施行規則」という。）、千葉県就農支援資金貸付金貸付等要領に基づき実施されている。

イ 債権発生の概要

認定就農者に対して、農業技術などを習得するための就農研修資金、就農予定地の事前調査などのための就農準備資金を無利子で貸し付けることにより生じる。

ウ 制度概要

（ア）貸付資金の種類

貸付資金の種類としては、（i）就農研修資金（農業大学校などの研修教育施設、国内外の先進農家などでの研修に必要な資金）（ii）就農準備資金（住居の移転、資格の取得、就農先の調査など就農の事前の準備に必要な資金）、（iii）就農施設等資金（農業経営を開始する際の施設の設置、機械の購入などに必要な資金）の 3 種類がある（特別措置法第 2 条第 2 項、特別措置法施行令第 1 条）。

（イ）貸付条件

I 償還期間及び利率

本貸付金の償還期間は、特別措置法が規定する「青年」の場合は原則 12

年以内（据置期間は原則 4 年又は 5 年以内）、無利子であるが（特別措置法第 7 条、特別措置法施行令第 1 条）、違約金については延滞金額に対して年 12.25%の割合である（特別措置法第 10 条）。

II 貸付限度額

本貸付金の貸付限度額は、（ア）の（i）については内容によって月額 5 万円、月額 15 万円、200 万円と分かれており（特別措置法施行規則第 4 条第 1 項）、（ii）については 200 万円（特別措置法施行規則第 4 条第 2 項）、（iii）につき法が規定する「青年」に該当する場合には 3,700 万円、「青年」以外の者で農林水産省令に定める者に該当する場合には 2,700 万円である（特別措置法施行規則第 4 条第 3 項）。

エ その他関連事項

本制度は、新規就農者の定着を促進するため、平成 25 年 12 月の法改正により、貸付主体を青年農業者等育成センター（本項において、以下「センター」という。）又は融資機関から、株式会社日本政策金融公庫又は融資機関とする「青年等就農資金制度」へ移行している（平成 26 年 4 月 1 日から）が、経過措置により、就農支援資金の貸付け及び償還等の事務は、センター等により一定期間継続されることになっている（なお、千葉県においては、新規貸付けは令和 2 年 4 月をもって終了している）。

また、本貸付金に関しては、その原資の 3 分の 2 が国から県への貸付けによってなされている。そして、県の国に対する上記借入金については、国と県との間で取り決められた約定にて県から国へ分割弁済がなされており、それらについては令和 8 年度中に完済する予定となっている。

オ 今後の未収金について

現在、県が管理している未収金は全て、千葉県農業開発公社がセンターとして貸付主体となっていた平成 18 年度以前に、同公社が貸し付けた就農支援資金につき、その後、同公社が解散したことに伴って、同公社が有していた（未収金）債権を県が同公社に対して有していた貸付債権に対する代物弁済として譲り受けたことにより、県が債権者となったものである。本制度は、県が資金を借入希望者へ直接貸し付けるものではなく、県はセンター又は融資機関へ資金の原資を貸し付けるものであり、県はセンター又は融資機関から貸付金の返済を受けることとなるため、今後新たな未収金が発生することはない。

カ 債権全体の収入未済額

5,465,000 円

(2) 手続

農林水産部団体指導課からヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。また、必要に応じて団体指導課に対する照会を行い、回答を受けた債権回収に関する各種書類を閲覧すると共に、団体指導課の担当者に質問し検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

なお、②については、監査開始当初、指摘事項あるいは意見すべきと思われる事態が見受けられたものの、監査の実施中に状況の変化があったものであり、事例として記録を残しておく意義があると考えた。

① 遅延損害金について（ア・イ、意見）

【現状・問題点】

私債権の場合は、債務者が時効の援用をしない限り債権は消滅しない（民法第145条）。そのため、私債権である当債権においても、消滅時効が完成しても遅延損害金は確定しておらず、債権放棄を行わない限り遅延損害金は確定しないことから、ア、イ両方とも遅延損害金の調定を行っていなかった。

アの件を例に、令和5年度末に認識すべきであったと考えられる遅延損害金の金額を試算すると次のとおりである。

【遅延損害金の試算結果】

資金名	借受者氏名	年度	納入期限	約定償還額 (円)	返済額	未償還額 (円)	延滞日数 (日)	違約金 (円)
研修資金	Y	12	平成13年 10月31日	180,000	0	180,000	8,187	494,584
		13	平成13年 12月17日	180,000	0	180,000	8,140	491,745
		14	平成14年 12月16日	180,000	0	180,000	7,776	469,755
		15	平成15年 1月31日	180,000	0	180,000	7,730	466,976
		16		180,000	0	180,000	7,730	466,976
		17		180,000	0	180,000	7,730	466,976

		18		180,000	0	180,000	7,730	466,976
		19		180,000	0	180,000	7,730	466,976
		20		180,000	0	180,000	7,730	466,976
		21		180,000	0	180,000	7,730	466,976
小　　計				1,800,000	0	1,800,000		4,724,916
準備 資金	Y	12	平成 13 年 10 月 31 日	200,000	0	200,000	8,187	549,538
		13	平成 13 年 12 月 17 日	200,000	0	200,000	8,140	546,383
		14	平成 14 年 12 月 16 日	200,000	0	200,000	7,776	521,950
		15	平成 15 年 1 月 31 日	200,000	0	200,000	7,730	518,863
		16		200,000	0	200,000	7,730	518,863
		17		200,000	0	200,000	7,730	518,863
		18		200,000	0	200,000	7,730	518,863
		19		200,000	0	200,000	7,730	518,863
		20		200,000	0	200,000	7,730	518,863
		21		200,000	0	200,000	7,730	518,863
小　　計				2,000,000	0	2,000,000		5,249,912
合　　計				3,800,000	0	3,800,000		9,974,828

出典：監査人作成

この点、平成 27 年 1 月に総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、同時に、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という総務大臣通知が発出された。

この通知では、平成 30 年 3 月までに一部事務組合を含む全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類の作成が要請された。

具体的には、平成 27 年度から全ての地方公共団体に対して財務書類等の作成が要請されている。この要請は、地方公共団体の財務状況の透明性を高め、全国の地方公共団体間での比較可能性を確保するために行われたもので、地方公共団体は発生主義・複式簿記に基づく財務書類を作成することで、より明確な財務状態の確認が可能となる。

千葉県においても、この要請に対応しているところである。

しかしながら、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等の歳入の所属する会計年度は、自治令第 142 条第 3 項において、次のように規定されていることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等は対象となる債権の歳入の属する会計年度に組み入れることとしており、発生主義による処理とはなっていない。

(歳入の会計年度所属区分)

第一百四十二条 歳入の会計年度所属は、次の区分による。

(略)

3 普通地方公共団体の歳入に係る督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、第一項の規定にかかわらず、当該歳入の属する会計年度の歳入に組み入れるものとする。

出典：自治令

【結果（意見）：総務課】

各債権管理担当課において、遅延損害金等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

② 債権放棄について

【現状・問題点】

ア及びイの債権は、主債務者が就農支援資金を借り受けたことに伴い発生した債権である。

アの債権に係る回収経緯及び現状は次のとおりである。

主債務者に対しては、平成 11 年度に 3,800,000 円を貸し付けた（当初の償還（返済）計画では、平成 21 年までに全額償還の予定であった）。

主債務者の営農計画の見直しに伴い、一度支払猶予を行ったが、第 3 回償還日までに一度も返済がなかったため、平成 15 年 1 月に一時償還請求を行った。

当初は、主債務者も返済の意思は見せていたが、平成 17 年 12 月に債務承認があつて以降は、一切接触することができなくなった。

平成 26 年には、債権の消滅時効が完成してしまうことから訴訟の提起も検討したが、主債務者の保有する財産として確認できた自宅の土地・建物は、金融機関の抵当権が設定されているほか、町税の滞納による差押えも行われていることから、訴訟の提起は行わず、催告を継続していくこととした。

当債権の消滅時効は平成 27 年 12 月に完成しているが、債務者とは平成 17 年

以降は一切接触することができておらず、主債務者が今後交渉に応じる可能性はないと考えられるため、徴収の見込みはなく、また、主債務者から時効の援用が行われる見込みもない。

連帯保証人についても、接触はしていたものの、平成 30 年 2 月に時効の援用がなされたことにより連帯保証債務は消滅してしまっている。

イの債権に係る回収経緯及び現状は次のとおりである。

主債務者に対しては、平成 15 年度に 2,000,000 円を貸し付けた。当初の償還（返済）計画では、平成 21 年までに全額償還の予定であったが、主債務者からは平成 17 年 12 月に 335,000 円の納付はあったものの、直後に債務整理が開始され、平成 18 年 7 月に自己破産の申立て、平成 18 年 10 月には破産免責許可決定が出され、県が保有している債権についても免責となった。

連帯保証人については、平成 18 年 11 月に残債務額について請求を行い、平成 25 年 5 月に接触することができたが、返済の意思がないとの回答があり、以後は一切接触することができない状態となった。

平成 26 年には、保証債権の消滅時効が完成してしまうことから訴訟の提起も検討したが、連帯保証人の保有する財産として確認できた自宅の土地・建物は、金融機関の抵当権が設定されているため、訴訟の提起は行わず、催告を継続していくこととした。

当債権の消滅時効は平成 28 年 10 月に完成しているが、連帯保証人とは一切接触することができておらず、今後交渉に応じる可能性もないと考えられるため、徴収の見込みはなく、連帯保証人から時効の援用が行われる見込みもない。

ア及びイの債権について、債権管理簿を閲覧する限り、主務課においては、毎年度、催告書、納付書の発送、臨戸訪問等を実施し回収に努めている。しかし、このような回収努力をしたとしても、主債務者や連帯保証人とは接触できていない状況である。

ア及びイのような債権の取扱いは、債権管理適正化の手引に基づく次のとおり規定している。

【債権放棄に関する取扱い】

（２）条例で定める債権放棄の事由

恣意的な債権放棄を防止するため、条例では、将来的にも徴収の見込みがなくなつたと判断できる事由を類型化し、列挙している。

ア 消滅時効が完成したとき（条例第 9 条第 1 項第 1 号）

消滅時効が完成した債権については、徴収努力を尽くしたにもかかわらず時効の更新を行うことができなかったものであり、今後徴収努力を継続しても徴収の見込みがなくなつたと判断することができる。

なお、債務者の所在が判明している場合であっても、それまでの交渉

の経過から債務者による弁済や債務承認等の行為が期待できないときは、債権放棄の対象になる。

また、違法又は不当に公金の徴収を怠る事実（自治法第 242 条）があると認められた場合、住民監査請求や住民訴訟の対象となり得ることから、消滅時効が完成した債権の放棄に当たっては、徴収努力を尽くしたもののみが対象となることに留意する必要がある。

徴収努力を尽くしたといえるかどうかは、条例で規定する債権放棄の事由に該当するまでの債権回収の取組みの過程において、債務者に対する請求・交渉を適時適切に実施しているかどうか、法的措置の可否を十分に検討しているか等を総合的に判断することになる。

（中略）

エ 破産法等の規定により債務者が免責されたとき（条例第 9 条第 1 項第 4 号）

債務者が破産法等の規定により免責されたときは、債務者に対して債務の弁済を法的に請求することができないため、徴収の見込みがなくなったものと判断することができる。

ただし、主債務者が免責となった場合でも、保証人に請求することは可能であるため、保証人がいる場合には債権放棄の対象にはならないことに留意が必要である。

なお、破産法の規定による免責は、債務者が個人（自然人）である場合にのみ適用される制度であるが、債務者が法人の場合でも、会社更生法等の規定により免責されることはあり得る。

出典：債権管理適正化の手引

債権管理適正化の手引に基づくと、「消滅時効が完成した債権については、徴収努力を尽くしたにもかかわらず時効の更新を行うことができなかったものであり、今後徴収努力を継続しても徴収の見込みがなくなったと判断することができる。」として記載があり、当記載に基づけば、消滅時効が完成した時に、債権放棄を実施し、不納欠損処分に関する手続をすべきであるが、ア及びイの債権においては実施していない（なお、イの債権については、債務者破産に基づく債権放棄（債権管理条例第 9 条第 1 項第 4 号）も実施していない。）。

これは、当初は令和 5 年度末に債権を放棄する予定であったが、これまでの債権回収の取組（徴収努力）について慎重な検討が必要であったためである。具体的には、催告の記録が確認できない期間が 2～3 年ほどあったため、主債務者・連帯保証人に対する債権回収の取組は適切だったか、また、主債務者等は不動産等を所有しており、訴訟提起・強制執行があり得たため、訴訟提起の検討を適切に行ったか

等について精査が必要であると総務部が判断したためである。

回収の見込みのない債務者に対して債権管理を継続することは、債権管理の効率化を妨げる一因となる。そのため、債権放棄手続の実施は、業務の有効性及び効率性の目的からも重要である。また、回収可能性のない債権について、自治体の帳簿に計上し続けることは、自治体の財政状態を正確に把握することができなくなる一因となるため、財務報告の信頼性の目的からも重要である。

以上から、特段の合理的な事情がある場合を除き、債権放棄手続を適時適切に実施する必要があると考える。アの債権については、債権管理条例第9条第1項第1号消滅時効の完成に該当するものとして、イの債権については、債権管理条例第9条第1項第4号破産免責に該当するものとして、速やかに債権放棄手続をとる必要がある状況と考えられた。

なお、アとイの件に関して、総務課において、令和6年12月27日に千葉県債権管理条例に基づき、債権放棄手続済みであり、2月議会で報告予定となっている。

14 農林水産部・環境農業推進課：平成15年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金返還金

(1) 概要

① サンプル抽出方法

農林水産部環境農業推進課の債権名称「平成15年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金返還金」をサンプルとした。

② 案件情報

サンプル番号	ア
債権の種類	私債権
債権発生原因	不法行為に基づくもの
主債務者	A協議会（㈱F及び㈱Tを構成員とする権利能力なき社団）
連帯債務者、保証人、連帯保証人	H氏 破産（ただし、不法行為に基づく非免責債権として回収業務を継続） I氏 和解 T氏 破産免責
裁定額	25,370,000円
収入未済額（年月日現在）	16,265,000円（令和6年3月31日現在）
督促日	毎月
消滅時効起算日	令和元年7月
催告日	該当なし

財産調査	あり
滞納処分	なし
法的措置	－
徴収緩和	該当なし
債務者等の破産	該当あり
相続（相続放棄）	該当なし
債権放棄	該当なし
その他の債権消滅事由	該当なし

ア 収入未済額：16,265,000 円

③ 案件情報

ア 発生の概要

平成 15 年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金は、国の総合食料対策として、食品の生産、処理、加工及び販売等の段階において、食料の仕入先、販売先、生産及び製造方法等の履歴を残し、追跡することができるシステムを構築する事業者に対して助成するものである。

イ 発生の経緯

事業実施主体の代表者が補助金を不正に流用し、事業を実施しなかったため、県は事業実施主体に対し補助金の交付決定の取消及び返還命令を行ったが、返還がなく収入未済が発生した。

ウ 収入未済額（補助金）について

事業年度	平成 15 年度
補助金名	総合食料対策事業関係補助金 トレーサビリティシステム導入促進対策事業
事業実施主体	A 協議会
補助金金額	25,370 千円（補助率 1/2）
交付決定	平成 16 年 3 月 19 日
額の確定	平成 16 年 4 月 8 日
交付取消	平成 17 年 2 月 21 日（※不正使用のため）
返還期限	平成 17 年 3 月 8 日（※未返還・収入未済の発生）

出典：監査人作成

（２）手続

農林水産部環境農業推進課からヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。

また、必要に応じて農林水産部環境農業推進課に対する照会を行い、回答を受けた。加えて、債権回収に関する各種書類を閲覧すると共に、環境農業推進課等の担当者に質問し検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 延滞金の通知について（ア、意見）

【現状・問題点】

ア アの債権において延滞金が生じている。延滞金は、補助金規則第 19 条に基づき年 10.95%で算定し、債務者に対して請求をすることとなる。

この点、令和 6 年 3 月 31 日時点における金額は次のとおりである。

【延滞金の試算結果】

① A 協議会に対する収入未済額（元金）：16,265,000 円
② A 協議会の延滞金（10.95%）：35,975,039 円
合計（①+②）：52,240,039 円

出典：監査人作成

県として有する債権は、補助金の返還金に係る未収額及び延滞金であるが、これまで債務者に対して、その延滞金の暫定的な算定結果を、滞納額と一緒に債務者に対して参考情報としても示されていない。

この点、県所管課の担当者に質問したところ、現在、債務者に元金の納付を促しているところであり、具体的な延滞金額については示していないとのことであった。

イ 延滞金は、補助金規則に基づき年 10.95%で算定されたもののほか、判決に基づき算定された延滞金がある。当延滞金は、A 協議会ではなく、H 氏本人に対する延滞金であり、判決に基づき年 5%で算定し、債務者に対して請求をすることとなる。県所管課においては、当延滞金の暫定的な算定結果を、未済金額と一緒に H 氏に対して参考情報としても示していない。なお、参考として、H 氏に対する延滞金は、令和 6 年 12 月現在において、約 1,643 万円となっている。

この点、県所管課に対して、質問したところ、訴訟判決において、「被告らは、原告に対し、（中略）年 5 分の割合による金員を支払え。」と明記されていることから、H 氏は延滞金についても認識していると考えており、県とし

ては、未済金額が多額であることから、まずは、元金の納付を促しているところであり、具体的な延滞金額については、示していないとの回答があった。

県所管課では、債権管理適正化の手引に基づき債権回収に努めているが、この手引には、次の記載がある。

【(4) 納付交渉】

延滞金や遅延損害金が発生する債権の場合は、その根拠と金額（これは概算でもよい）を確認しておき、相手方に対し完納後にそれらの請求があることを説明すること。

出典：債権管理適正化の手引

延滞金は、補助金規則に則り日々発生するものであり、債権元本と共に債務者に対して請求し、回収する必要がある。

また、債権管理適正化の手引においても、相手方に対し完納後に延滞金の請求があることを説明することと記載があり、延滞金の通知は、債務者が正確に債務を把握するためにも重要な情報となる。そのため、延滞金の金額を債務者に対して通知できていないことは問題である。

また、平成 27 年 1 月に総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、同時に、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という総務大臣通知が発出された。

この通知では、平成 30 年 3 月までに一部事務組合を含む全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類の作成が要請された。

具体的には、平成 27 年度から全ての地方公共団体に対して財務書類等の作成が要請されている。

この要請は、地方公共団体の財務状況の透明性を高め、全国の地方公共団体間での比較可能性を確保するために行われたもので、地方公共団体は発生主義・複式簿記に基づく財務書類を作成することで、より明確な財務状態の確認が可能となる。

千葉県においても、この要請に対応しているところである。

しかしながら、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等の歳入の所属する会計年度は、自治令第 142 条第 3 項において、次のように規定されていることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等は対象となる債権の歳入の属する会計年度に組み入れることとしており、発生主義による処理とはなっていない。

(歳入の会計年度所属区分)

第百四十二条 歳入の会計年度所属は、次の区分による。

(略)

3 普通地方公共団体の歳入に係る督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、第一項の規定にかかわらず、当該歳入の属する会計年度の歳入に組み入れるものとする。

出典：自治令

【結果（意見）：総務課】

各債権管理担当課において、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

② 債権管理コストの見直しについて（ア、意見）

【現状・問題点】

県所管課における令和 5 年度における債権管理に係る手続状況は次のとおりである。

【納付書送付の日付及び納付期限】

発送日	納付期限	納付書金額	
令和 5 年 4 月 5 日	令和 5 年 5 月 1 日	2,000 円	
令和 5 年 5 月 2 日	令和 5 年 5 月 31 日	2,000 円	
令和 5 年 6 月 12 日	令和 5 年 6 月 30 日	2,000 円	
令和 5 年 7 月 5 日	令和 5 年 7 月 31 日	2,000 円	
令和 5 年 7 月 27 日	令和 5 年 8 月 31 日	2,000 円	※
令和 5 年 9 月 5 日	令和 5 年 10 月 2 日	2,000 円	
令和 5 年 10 月 4 日	令和 5 年 10 月 31 日	2,000 円	
令和 5 年 11 月 6 日	令和 5 年 11 月 30 日	2,000 円	
令和 5 年 12 月 7 日	令和 6 年 1 月 4 日	2,000 円	
令和 6 年 1 月 9 日	令和 6 年 1 月 31 日	2,000 円	
令和 6 年 2 月 5 日	令和 6 年 2 月 29 日	2,000 円	
令和 6 年 3 月 6 日	令和 6 年 4 月 1 日	2,000 円	

※7 月 27 日に臨戸訪問を行い、主債務者に対して手渡ししている。

出典：「補助金返納金の納付について」に基づき監査人作成

令和4年度においても令和5年度と同様に毎月納付書を送付していたほか、定期的に電話による催告を行っており、架電の実績は、令和5年度は、12回、令和4年度は16回であった。

このような状況にも関わらず、令和4年度、令和5年度のいずれの年度も債務者から納付がない状況であった。なお、県所管課においては、令和6年度においても納付書送付及び架電により、本人の状況を確認するとともに納付を求めている状況である。

県所管課は、今後も毎月納付書を送付し、納付されない場合は電話や必要に応じて臨戸訪問により催告を行っていく方針である。

このような方針にもかかわらず、令和5年度における臨戸訪問時において、債務者からは、分納誓約書を出すことは不可能であり、また、高齢のため少額ずつ支払ったところで完済は困難であることから、納付をする気もなく電話にも応じないと言っているような状況であった。

これを受けて、県所管課においても総務課に相談したところ、分納の提案を断っている以上、履行延期の特約は難しく、債権管理条例に基づく債権放棄もできず、議会に議案を上程して債権放棄の議決を得る方法もあるが、他とのバランスもあり、積極的にはできないのではないかとの話になった。その結果、県所管課においては、現状どおり定期的に納付書を送るという最低限の取組を続けるしかないとの結論になった。

このとき、総務課からは毎月納付書を送っているようだが、回数は減らしても良いかもしれない、との助言もあったが、県所管課においては、納付を促す意味で毎月納付書を送付することとした。しかし、令和6年12月時点においても一度も納付されていない状況となっており、県所管課の意図が伝達できていない状況である。

なお、将来的には、時効（令和11年7月）が近づいてきたら、書面による債務の承認を求め、相手が応じなかったら時効を迎え、債権管理条例に基づき債権放棄することになる。

この点、債務者が高齢であること、従前に財産開示を行った際に、債務者が差押えが可能な財産を所有していないことが判明しており、現在も同様の状況であるため、回収可能性は限りなく低いと考える。

このような状況の中で、送付実績を基に回収コストを検討したところ、令和5年度における回収コストは次のとおりであった。なお、回収するための人件費は、千葉県が公表している「令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について」に基づき1か月を22日として、監査人が計算した。

【令和 5 年度における回収コスト】

①郵便料金	84 円×11 回=924 円 (12 回のうち 1 回は、臨戸の際に直接手交)
②出張旅費 (2 人分計)	3, 113 円
③職員 1 人当たりの平均月給 (361, 020 円) の半日分×2 人	16, 410 円
④合計 (①+②+③)	20, 447 円

出典：監査人作成

郵送料金は令和 6 年 10 月 1 日以降、84 円から 110 円と値上げされており、1 年当たりであると回収コストが次のとおりになる。

【令和 6 年度における回収コスト】

郵便料金	84 円×6 回=504 円	110 円×6 回 660 円	合計 1, 164 円
------	----------------	-----------------	-------------

出典：監査人作成

上記を基に、令和 11 年 7 月を迎えるまでに生じる費用を試算すると、次のとおりである。

【監査人試算結果】

(単位：円)

年度	郵送料	出張旅費	人件費	合計
令和 6 年度	1, 164	0	0	1, 164
令和 7 年度	1, 210	未定	0	1, 210
令和 8 年度	1, 210	未定	0	1, 210
令和 9 年度	1, 210	未定	0	1, 210
令和 10 年度	1, 210	未定	0	1, 210
令和 11 年度	440 (※)	-	-	440
合計	6, 444	未定	0	6, 444

※令和 11 年 7 月に時効を迎えることから、4 か月で試算

出典：監査人作成

債権管理の手引には、納付書の送付タイミングについて規定されていないことから、県所管課内における意思決定事項となる。

回収の見込みのない債務者に対して債権管理を継続することは、債権管理の効率化を妨げる一因となり、債権回収手続は回収する職員の人件費を含め、発送費用等の実費も発生することになることから、回収手続については費用対効果を踏まえて、適宜見直しを行い、実施すべきである。

【結果（意見）：環境農業推進課】

納付書の発送について、毎月送付するのではなくその費用対効果を鑑みて、四半期に 1 回や年 1 回にする等、管理コストや事務負担を軽減することを要望する。

15 県土整備部・道路整備課：訴訟により支払が命じられた損害賠償（賃料相当損害金）

（１）概要

① サンプル抽出方法

県土整備部道路整備課：訴訟により支払が命じられた損害賠償（賃料相当損害金）については、1 件のみであるため、全件をサンプルとした。

② 案件情報

サンプル番号	ア
債権の種類	私債権
債権発生原因	債務不履行
主債務者	転使用貸借契約相手方
連帯債務者、保証人、連帯保証人	なし
裁定額	15,929,846 円
収入未済額	15,929,846 円
督促日	令和 5 年 3 月 10 日
消滅時効起算日	督促状送達日
催告日	対象外
財産調査	預金、不動産
滞納処分	対象外
法的措置	判決取得済、強制執行済
徴収緩和	なし
債務者等の破産	なし
相続（相続放棄）	なし
債権放棄	なし
その他の債権消滅事由	なし

ア 収入未済額：15,929,846 円

東京高等裁判所令和 3 年 9 月 21 日言渡判決主文第 1 項に基づく。

(2) 手続

訴状、判決及び債権差押命令等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 訴訟費用について（意見）

【現状・問題点】

現在、確定判決に基づく債権差押手続を継続しているところ、対象となっている債権は確定判決第1項で認容された使用料相当損害金のみになっている。

他方で、確定判決第6項は控訴審及び第1審を通じた訴訟費用の内5分の4を相手方負担と定めている。

訴訟費用については、判決でその負担者とその負担の割合を定められるものの、具体的な金額については定められず、裁判所に対して「訴訟費用額確定処分」の申立てをし、その具体的な金額を確定することが必要になる。なお、「訴訟費用額確定処分」は、判決等と同様に、その正本に基づいて、相手方の財産に対して、強制執行をすることができる。

【結果（意見）：道路整備課】

具体的な訴訟費用額について試算の上、必要に応じて第1審の裁判所に対し「訴訟費用額確定処分」の手続をとり、必要に応じて強制執行の対象とされたい。

16 県土整備部・道路環境課（成田土木事務所）：県道への土砂流入に伴う原因者負担金

(1) 概要

① サンプル抽出方法

県土整備部成田土木事務所の債権名称「県道への土砂流入に伴う原因者負担金」については、1件しか存在しないため全件をサンプルとした。

② 案件情報

サンプル番号	ア
債権の種類	強制徴収公債権
債権発生原因	負担金
主債務者	負担者
連帯債務者、保証人、連帯保証人	なし
裁定額	4,108,500 円
収入未済額	3,591,000 円

ア 収入未済額：3,591,000 円

令和 3 年 6 月 9 日に発生した県管理道路への土砂流入に伴う道路法第 58 条に基づく原因者負担金である。

裁定額 410 万 8,500 円に対し、同年 11 月 15 日付けで原因者から分納誓約書の提出があり、合計 8 回払いでの分割弁済計画が提案されたところ、初回の 51 万 7,500 円が令和 4 年 2 月 3 日に支払われた以降返済は行われていない。

(2) 手続

督促状、催告書、債権調査票及び関係する附属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 分納誓約について（ア、意見）

【現状・問題点】

分納誓約の手続について、担当事務所では特段決裁の際に分割の金額や回数の根拠となる資力関係の資料は徴収していない。

この点、強制徴収公債権については、非強制徴収公債権と異なり履行延期の処分を定めた自治令第 171 条の 6 と同様の規定はない。

しかしながら、分割の金額や回数の妥当性を判断するために、同条を類推して根拠となる資力関係の資料を徴収する必要性が認められる。

【結果（意見）：成田土木事務所】

債務者から分納誓約を受ける場合には、分割の金額や回数の根拠となる資力関係の資料を徴収して、返済計画の妥当性を判断するよう要望する。

② 滞納処分について（ア、意見）

【現状・問題点】

債務者は初回の 51 万 7,500 円を令和 4 年 2 月 3 日に支払った後は、返済が滞っている状態にある。

納付誓約書の最終返済予定日である令和 4 年 6 月 15 日から既に 2 年以上経過しており、この間、担当事務所が債務者への接触を試みているものの接触できる頻度が乏しく、債務者からの任意の返済は難しいと考えられる。

【結果（意見）：成田土木事務所】

債務者からの任意の返済が難しい状況にあるため、滞納処分を検討するよう要望する。

17 県土整備部・河川環境課：河川法に基づく原因者負担金

（1）概要

① サンプル抽出方法

県土整備部河川環境課の債権名称「河川法に基づく原因者負担金」について、2 件のみであるため、全件をサンプルとした。

② 案件情報

サンプル番号	ア	イ
債権の種類	強制徴収公債権	強制徴収公債権
債権発生原因	負担金	負担金
主債務者	原因者	原因者
連帯債務者、保証人、連帯保証人	なし	なし
裁定額	29,657,822 円	36,650,150 円
収入未済額	29,657,822 円	36,650,150 円
督促日	平成 31 年 4 月 18 日及び令和 2 年 5 月 12 日	令和 3 年 11 月 4 日
消滅時効起算日	令和元年 8 月 19 日（債務承認書提出）及び令和 2 年 5 月 14 日（督促状到達日の翌日）	督促状到達日の翌日から起算

催告日	適宜	適宜
財産調査	あり	あり
滞納処分	なし	なし
法的措置	なし	なし
徴収緩和	なし	なし
債務者等の破産	なし	なし
相続（相続放棄）	なし	なし
債権放棄	なし	なし
その他の債権消滅事由	消滅時効	なし

ア 収入未済額：29,657,822 円

河川法第 67 条に基づく債権であり、本年度に財産調査を行っているものの、護岸工事に係る負担金については令和 6 年 8 月に消滅時効が完成し、残る復旧工事にかかる負担金については令和 7 年 5 月に消滅時効が完成する予定である。

イ 収入未済額：36,650,150 円

河川法第 67 条に基づく債権であり、原因者から、負担金負担命令に対する審査請求があったものの、令和 5 年 6 月 15 日付で同請求は棄却されている。

（２）手続

答申書、随意契約理由及び関係する附属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合规性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

（３）結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 早期の滞納処分について（ア・イ、意見）

【現状・問題点】

アの債権については、本年度に財産調査を行っているものの、滞納処分手続には至っておらず、一部については消滅時効が完成し、イの債権についても原因者の不動産を把握しているものの、滞納処分手続には至っていない。

【結果（意見）：河川環境課】

滞納処分を行うためには対象となる財産を調査する必要があるところ、債権発

生直後から速やかに財産調査を実施し、速やかに滞納処分に着手できるよう要望する。

1 8 県土整備部・港湾課（葛南港湾事務所）：船橋ボートパークの維持管理に係る不当利得返還請求

（１）概要

① サンプル抽出方法

港湾課（葛南港湾事務所）が管理している私債権「船橋ボートパークの維持管理に係る不当利得返還請求」については、債務者が４名しか存在しないため、全件を監査対象とした。

② 案件情報

サンプル番号	ア	イ	ウ	エ
債権の種類	私債権	私債権	私債権	私債権
債権発生原因	不当利得	不当利得	不当利得	不当利得
主債務者	自然人	自然人	自然人	法人
連帯債務者、保証人、連帯保証人	なし	なし	なし	なし
裁定額	2, 271, 690 円	255, 180 円	244, 622 円	277, 680 円
収入未済額	2, 271, 690 円	255, 180 円	244, 622 円	277, 680 円
督促日	不明	不明	不明	不明
消滅時効起算日	不明	不明	不明	不明
催告日				
財産調査	未着手	未着手	未着手	未着手
滞納処分	非対象債権	非対象債権	非対象債権	非対象債権
法的措置	未着手	未着手	未着手	未着手
徴収緩和	未着手	未着手	未着手	未着手
債務者等の破産	不明	不明	不明	不明
相続（相続放棄）	なし	なし	なし	なし
債権放棄	なし	なし	なし	なし
その他の債権消滅事由	なし	なし	なし	なし

ア 収入未済額：2,271,690 円

イ 収入未済額：255,180 円

ウ 収入未済額：244,622 円

エ 収入未済額：277,680 円

(2) 手続

催告書、債権調査票及び関係する附属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることにする。

① 遅延損害金の請求について（ア・イ・ウ・エ、意見）

【現状・問題点】

対象債権は、私債権であり、納期限を経過すると納期限翌日から民法所定の遅延損害金が発生する。遅延損害金については、対象債権の元本が全額納付された時点までは発生し続けるため、県の管理対象の債権として、適宜、調定を行い、債務者に対して、納入通知をする必要がある。

しかしながら、所管課（葛南港湾事務所）では、遅延損害金を計算することなく、調定や納入通知の手続を行っていない。

平成 27 年 1 月に総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、同時に、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という総務大臣通知が発出された。

この通知では、平成 30 年 3 月までに一部事務組合を含む全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類の作成が要請された。

具体的には、平成 27 年度から全ての地方公共団体に対して財務書類等の作成が要請されている。

この要請は、地方公共団体の財務状況の透明性を高め、全国の地方公共団体間での比較可能性を確保するために行われたもので、地方公共団体は発生主義・複式簿記に基づく財務書類を作成することで、より明確な財務状態の確認が可能と

なる。

千葉県においても、この要請に対応しているところである。

しかしながら、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等の歳入の所属する会計年度は、自治令第 142 条第 3 項において、次のように規定されていることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等は対象となる債権の歳入の属する会計年度に組み入れることとしており、発生主義による処理とはなっていない。

(歳入の会計年度所属区分)

第一百四十二条 歳入の会計年度所属は、次の区分による。

(略)

3 普通地方公共団体の歳入に係る督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、第一項の規定にかかわらず、当該歳入の属する会計年度の歳入に組み入れるものとする。

出典：自治令

【結果（意見）：総務課】

「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

② 法的措置について（ア・イ・ウ・エ、指摘）

【現状・問題点】

所管課（葛南港湾事務所）は債務者に対して、A及びBについては平成 30 年 6 月以降、Cについては平成 31 年 2 月以降、Dについては平成 30 年 7 月以降催告書を送付しておらず、債務者と接触していない。

【結果（指摘）：葛南港湾事務所】

債務者に対して、最後に催告書を送付してから既に 5 年が経過しており、自治令第 171 条の 2 の「相当の期間」は経過していると考えられるので、速やかに法的措置に移行されたい。

③ 債務者の特定について（エ、指摘）

【現状・問題点】

エの債務者について、所管課は債務者から平成 28 年 6 月に船を売却したとの報告を受けたため、現在も船舶が係留中であるにも関わらず、平成 29 年度以降

の使用料相当損害金の調定も行っていない。

しかしながら、所管課（葛南港湾事務所）は新たな船舶所有者について把握しておらず、本来であれば船舶の所有者変更に伴う県への手続が必要であるところ、かかる手続がとられた形跡も存在しない。

今回、監査手続の際に、対象となる船舶の登録証明を取得するよう指示したところ、結果は船舶の名義はエの債務者のままであった。

したがって、エの債務者に対して、速やかに使用料相当損害金の請求と係留に法的根拠が存在しないため船舶の撤去を請求すべきであるところ、所管課は対応を行っていない。

【結果（指摘）：葛南港湾事務所】

船舶の所有者である債務者に対し、現在までの使用料相当損害金を調定上で請求し、併せて船舶の撤去を請求されたい。

19 県土整備部・公園緑地課：損害賠償請求権（青葉の森公園プランター盗難）

（1）概要

① サンプル抽出方法

県土整備部公園緑地課の債権名称「損害賠償請求権（青葉の森公園プランター盗難）」について、3件しかないため、全件をサンプルとした。なお、3件については、いずれも同一の共同不法行為を原因とする損害賠償債権である。

② 案件情報

サンプル番号	ア	イ	ウ
債権の種類	私債権	私債権	私債権
債権発生原因	不法行為	不法行為	不法行為
主債務者	不法行為者	不法行為者	不法行為者
連帯債務者、保証人、連帯保証人	イ及びウと連帯債務	ア及びウと連帯債務	ア及びイと連帯債務
裁定額	3,586,000 円	3,586,000 円	3,586,000 円
収入未済額(年月日現在)	3,586,000 円	3,586,000 円	3,586,000 円
督促日	令和5年1月30日	令和5年1月30日	令和5年1月30日
消滅時効起算日	令和5年2月8日（督促状到達日の翌日）	令和5年2月2日（督促状到達日の翌日）	令和5年2月3日（督促状到達日の翌日）
催告日	令和6年5月10日	令和6年5月10日	令和6年5月10日

財産調査	なし	なし	なし
滞納処分	対象外	対象外	対象外
法的措置	なし	なし	なし
徴収緩和	なし	なし	なし
債務者等の破産	なし	なし	なし
相続（相続放棄）	なし	なし	なし
債権放棄	なし	なし	なし
その他の債権消滅事由	なし	なし	なし

ア 収入未済額：3,586,000 円

当該債権は、ア、イ、ウの3名を不法行為者とする、令和3年8月31日及び9月1日に青葉の森公園の真鍮製大型プランターが切断のうえ盗難された事案に対する、民法第719条（共同不法行為者の責任）に基づく損害賠償請求権である。当該損害賠償義務は連帯債務であり、ア、イ、ウの3名が全額の賠償義務を負う。

イ 収入未済額：3,586,000 円

アと同様

ウ 収入未済額：3,586,000 円

ア、イと同様

（２）手続

督促状、催告書及び関係する附属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合规性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

（３）結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項を述べることにする。

① 債務名義の取得について（ア・イ・ウ、指摘）

【現状・問題点】

3名については、令和5年1月30日に督促状を送付後、1年以上経過しているものの、この間、3名から一切の返済の申し出は無い（令和4年12月12日に損害賠償請求書を3名に送付後、ウからは、同月21日付けで、自身が盗んだプラ

ンターは14基であり、残りの12基については全く関与していないため、14基分の金額をア及びイと割った金額の請求書の送付を求める旨及び現在は財産がないため出所後に仕事をしてから支払いたいので待ってほしい旨の書面が千葉県に送付された。これに対し千葉県は、前述の督促状をウに送付する際に、令和5年1月30日付け「連帯債務内容説明書」を併せて送付し、残りの12基についてもウは損害賠償義務を負うと考えている旨、出所後まで弁済できない場合は後日送付する債務承認書及び納付誓約書に署名を求める旨及び本件損害賠償義務は不真正連帯債務であるため3名が全額の損害賠償義務を負っており、その負担割合について千葉県は関知しない旨を説明した。その後、千葉県は、令和6年2月28日に3名に「催告書」及び財産調査に係る「調査同意書」を送付し、「調査同意書」に署名の上返送するよう求めたが、返送されることはなかった。。

従前の経緯に照らし、債務者らによる任意の返済が期待できず、更に、当該債権は3年の消滅時効期間に服することも鑑み、自治令第171条の2に則り、訴訟提起等の法的措置により債務名義を取得する必要がある。

【結果（指摘）：公園緑地課】

速やかに3名に対して訴訟提起されたい。

20 県土整備部・住宅課：県営住宅家賃（使用料）

（1）概要

① サンプル抽出方法

住宅課が管理している私債権「県営住宅家賃（使用料）」については、債務者が1,425名存在するため、令和6年5月31日時点で、県営住宅に居住を継続している債務者のうち、滞納金額上位10名を監査対象とした。

② 案件情報

サンプル番号	ア	イ	ウ	エ	オ
債権の種類	私債権	私債権	私債権	私債権	私債権
債権発生原因	契約	契約	契約	契約	契約
主債務者	A	B	C	D	E
連帯債務者、保証人、連帯保証人	なし	あり	あり	あり	なし
収入未済額 （令和6年5月31日現在）	1,338,700円	1,172,300円	1,012,200円	930,400円	928,100円

催告日					
財産調査	未着手	未着手	未着手	未着手	未着手
滞納処分	非対象債権	非対象債権	非対象債権	非対象債権	非対象債権
法的措置	訴訟・強制執行（明渡）	訴訟	未着手	未着手	未着手
徴収緩和	納付誓約	納付誓約	なし	納付誓約	納付誓約
債務者等の破産	なし	なし	なし	なし	なし
相続（相続放棄）	なし	平成 31 年 1 月 1 日名義人死亡	なし	なし	なし
債権放棄	なし	なし	なし	なし	なし
その他の債権消滅事由	なし	なし	なし	なし	なし

サンプル番号	カ	キ	ク	ケ	コ
債権の種類	私債権	私債権	私債権	私債権	私債権
債権発生原因	契約	契約	契約	契約	契約
主債務者	F	G	H	I	J
連帯債務者、保証人、連帯保証人	あり	なし	あり	あり	なし
収入未済額 （令和 6 年 5 月 31 日現在）	848,000 円	841,800 円	824,500 円	789,900 円	783,600 円
催告日					
財産調査	未着手	未着手	未着手	未着手	未着手
滞納処分	非対象債権	非対象債権	非対象債権	非対象債権	非対象債権
法的措置	未着手	未着手	未着手	未着手	未着手
徴収緩和	納付誓約	納付誓約	納付誓約	なし	納付誓約
債務者等の破産	なし	なし	なし	なし	なし
相続（相続放棄）	なし	なし	なし	なし	なし
債権放棄	なし	なし	なし	なし	なし
その他の債権消滅事由	なし	なし	なし	なし	なし

- ア 収入未済額：1,338,700 円
滞納月数 19 か月
平成 30 年 3 月 29 日に納付誓約があるも滞納解消せず
令和 6 年 1 月 31 日に千葉地方裁判所に対して訴訟提起
令和 6 年 10 月 4 日に明渡しの強制執行申立
- イ 収入未済額：1,172,300 円
滞納月数 23 か月
平成 31 年 1 月 1 日名義人死亡
令和 5 年 5 月 31 日に千葉地方裁判所に対して訴訟提起
- ウ 収入未済額：1,012,200 円
滞納月数 22 か月
令和 5 年 10 月 31 日に入居許可取消し
- エ 収入未済額：930,400 円
滞納月数 10 か月
令和 6 年 5 月 27 日に納付誓約があるも不履行
- オ 収入未済額：928,100 円
滞納月数 15 か月
令和 6 年 5 月 31 日に入居許可取消し
令和 6 年 7 月 31 日に納付誓約
- カ 収入未済額：848,000 円
滞納月数 30 か月
令和 6 年 5 月 30 日に納付誓約
- キ 収入未済額：841,800 円
滞納月数 30 か月
平成 29 年 8 月 22 日に納付誓約があるも不履行
- ク 収入未済額：824,500 円
滞納月数 19 か月
令和 6 年 1 月 22 日に納付誓約があるも不履行

ケ 収入未済額：789,900 円

滞納月数 31 か月

コ 収入未済額：783,600 円

滞納月数 21 か月

令和 4 年 2 月 21 日に納付誓約

(2) 手続

滞納整理表、滞納整理システム、督促状、催告書、納付誓約書及び関係する附属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることにする。

① 納付誓約書の処理について（ア・エ・オ・カ・キ・ク・コ、指摘）

【現状・問題点】

所管課では、債務者から納付誓約書の提出を受け、その後、納付誓約書記載の分割弁済計画に従った履行を求めている。

しかしながら、債務者から納付誓約書の提出を受けて、納付誓約書記載の分割弁済計画を受け入れる場合、自治令第 171 条の 6 が定める履行延期の特約に則った手続が必要であるところ、所管課では履行延期の特約の手続をとっていない。

所管課によれば、債務者の返済能力等に応じた柔軟な解決を図るために、実務上納付誓約書による支払の猶予を行っているとのことであるが、法的根拠を欠いている。

【結果（指摘）：住宅課】

債務者から納付誓約書の提出を受けた場合には、履行延期の特約の手続をとった上で、分割弁済に応じるよう対応されたい。

② 法的措置について（ウ・エ・キ・ク・ケ、指摘）

【現状・問題点】

所管課は、債務者のうち、ア及びイについて明渡請求訴訟を提起しているものの、入居許可を取り消したウ、納付誓約しながら履行しないエ、キ、ク、納付誓

約の提出が無いケについて、いずれも明渡請求訴訟の提起を行っていない。

本来であれば3か月分の使用料の滞納によって、県営住宅の明渡しは可能であり、任意に明け渡さない場合には法的措置により明渡しを求めるべきところ、上記債務者はいずれも滞納月数が10か月を超えており、原則として明渡しを前提に交渉すべきところ、所管課は明渡しに向けた手続を速やかに進めていない。

所管課によれば、平成26年に銚子市内の県営住宅で強制執行当日に起きた母子心中事件を契機とした、千葉県弁護士会からの意見書や国からの通知等を受け、県営住宅の家賃滞納については、入居者の収入等の状況や事情を十分に把握すること、個別具体的な家賃の納付指導や臨戸訪問を行うこと、福祉部局との連携など、丁寧な対応を行っているとのことである。

所管課の方針自体は是認できる一方で、入居者の収入等の状況や事情を十分に把握しているのであれば、家賃の減免規定や生活保護等の利用により、長期間の滞納が生じることはあり得ず、また、納付誓約後に合理的な理由も無く滞納を繰り返している場合や、そもそも納付誓約すら行っていない債務者について法的措置を回避する理由も見出しがたい。

【結果（指摘）：住宅課】

入居許可を取り消した場合は勿論のこと、納付誓約を履行しない債務者や納付誓約を提出しない債務者に対しても、速やかに入居許可を取り消した上で、法的措置を念頭に速やかに明渡しに向けた手続をとられたい。

③ 入居許可を取消した後の納付誓約について（オ、指摘）

【現状・問題点】

オの債務者について、令和6年5月31日に入居許可を取り消した後に、令和6年7月31日に納付誓約の提出を受け、現在も債務者が納付誓約に基づいた分割弁済を継続しながら県営住宅に居住中である。

この点、一度入居許可を取り消している以上、債務者が引き続き県営住宅に居住するための法的根拠が失われているため、現在は法律上不法占拠しているとの評価とならざるを得ない。

所管課によれば、債務者が納付誓約書を提出した後、県が新たな家賃を調定し請求しているため、県による賃貸借契約解除の撤回の意思表示であり、法的根拠でもあると考えているとのことであるが、民法第540条第2項は解除の「意思表示は、撤回することができない」と規定しており、少なくとも再使用許可のための手続を行う必要があると考えられるところ、今後も、債務者に県営住宅の居住を認める場合には、入居許可の取消しの撤回等の法的根拠を与える必要がある。

【結果（指摘）：住宅課】

入居許可取消し後に引き続き県営住宅への居住を認めるのであれば、法的根拠を与えるよう必要な手続をとられたい。

④ 納付誓約の債務名義化について（エ・オ・カ・キ・ク・コ、意見）

【現状・問題点】

債務者から納付誓約書の提出を受けた場合に、履行延期の特約の手続をとる必要があることは①で記載したとおりである。更に、債務者との間で分割弁済を内容とする履行延期の特約が成立した場合においても、実際に納付誓約が不履行となっているケースからも明らかなように、将来の履行延期の特約を不履行に備えて債務名義化することを検討されたい。

すなわち、履行延期の特約に不履行があった場合に、速やかに明渡の強制執行を可能とするために、裁判所に対して即決和解の手続も申し立て、債務名義化することで、訴訟手続を経ることなく、直ちに強制執行手続をとることができるようになる。なお、公正証書による債務名義化の場合、あくまで強制執行可能な部分は金銭の支払部分に限られるところ、明渡しについても債務名義化するためには即決和解の手続が必要となる。

所管課によれば、過去には即決和解の手続を行っていた時期があるものの、債務者が当日裁判所に出頭しない、出頭したとしても当日になって和解条項に同意しないことが多く発生した状況などにより、結果的に通常訴訟で進めた方が効率的であったことから、現在は通常訴訟のみ行っているとのことである。

しかしながら、本来、即決和解の手続については、債務者の出頭の確約及び和解条項の事前同意を踏まえた上でとるべき手続であり、債務者側の意向を踏まえずにとるべき手続では無いところ、債務者が即決和解の手続を望み、和解条項についても同意しているのであれば、即決和解の手続を避ける合理的な理由は存在しない。

【結果（意見）：住宅課】

債務者から納付誓約書の提出を受け、その後に履行延期の特約の手続をとった場合に、債務者に即決和解の手続の利用や和解条項の内容に事前同意を得た上で、即決和解の手続により債務名義化することを検討されたい。

⑤ 保証人に送付する納付書について（共通、意見）

【現状・問題点】

保証人に対して納付書を送付する場合、当該納付書記載の納入者氏名は使用許可の対象となっている名義人（主債務者）であり、仮に保証人が支払ったとして

も、所管課としては主債務者からの返済としてしか認識できない。

この点、主債務者から一部でも返済があれば、債務承認として消滅時効の更新の効力が発生する一方で、保証人から一部弁済があったとしても、主債務者との関係では消滅時効の更新の効力は発生しない。

したがって、現在の納付書の運用では保証人が支払ったとしても所管課が確認する方法が無く、消滅時効の更新等の時効管理に重大な影響を与えることになる。

【結果（意見）：住宅課】

保証人に送付する納付書については、保証人からの支払であることが確認できるような方式に改めるよう検討されたい。

2 1 企業局・管理部・業務振興課：千葉県水道事業給水収益（水道料金）

（1）概要

① サンプル抽出方法

企業局管理部業務振興課の未納金残高集計表（基準日：令和6年3月31日）から、使用中かつ6件以上の未収金がある水道事務所を対象に、それぞれ高額の上位3件をサンプルとして抽出した。

② 案件情報

債権は、全て上水道利用料（私債権）である。

No.	水道事務所	主債務者	調定年月 (初回)	収入未済額 (円)	概要
ア	千葉	法人	R4. 6	1, 102, 656	弁護士委託。福祉施設のため給水停止出来ず。現在入居者なし（未納3栓あり）。
イ	千葉	法人	R4. 5	3, 240, 163	風俗店。新型コロナウイルス感染拡大による営業不振が原因。分納中だが追いつかない状態。
ウ	千葉	法人	R4. 8	1, 700, 650	弁護士委託。福祉施設で給水停止出来ず。現在入居者なし。
エ	千葉西	個人	H30. 12	467, 021	メータ付近に塀があり施錠されている。土地売却で支払すると言っている（現在中止中）。
オ	千葉西	個人	R4. 1	1, 063, 934	分納誓約書入手。漏水中修理せず。
カ	千葉西	法人	R4. 11	19, 900, 030	カット野菜の洗浄に水を使用。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で支払が遅れ始める。分納中。

キ	船橋	法人	R3. 6	1, 273, 130	キ・ク・ケの3件は同一経営者。新型コロナウイルス感染症拡大の影響でテナント料が入らず。分納再開。
ク	船橋	法人	R3. 6	3, 957, 640	—
ケ	船橋	法人	R3. 6	1, 191, 570	—
コ	市川	個人	R3. 2	405, 747	R2. 4. 6 に分納誓約書を入手。その後新型コロナウイルス感染症の影響で失業。誓約履行されず、再度分納組み直し。
サ	市川	個人	H29. 7	760, 720	R2. 3. 16 に分納誓約書を入手。中抜けとなり、再度分納組み直し。
シ	市川	個人	R3. 7	399, 407	H28. 9. 6 に分納誓約書を入手。新型コロナウイルスに感染し、後遺症で就労できず。回復に伴い分納再開。
ス	松戸	個人	R4. 4	342, 474	R5 に弁護士委託により一部回収。管理会社が料金持参。
セ	松戸	個人	H30. 9	1, 481, 120	生活保護受給中。漏水の可能性（現在中止中）。
ソ	松戸	個人	R1. 11	756, 670	メータボックス上に車があり、給水停止出来ず。弁護士委託するも改善せず。

（２）手続

収入未済（未収金）の管理に関する組織体制、事務手続、根拠規定等の全般事項について質問し、その上で、サンプル抽出した事案に係る相手方との交渉経過、調定情報等の資料の閲覧、及び担当者への質問を実施した。

その際、以下の点に留意して監査を実施した。

- ・ 債権管理体制の整備・運用状況は、関連法令及び規則等に従い適正に整備され、経済的効率的に行われているか。
- ・ 債権の回収事務が、関連法令及び規則等に従い適切に行われているか。
- ・ 請求手続は、適時に行われているか。
- ・ 収入未済額の状況把握と対策が、適切に行われているか。
- ・ 債権の保全手続は、適切に行われているか。
- ・ 不納欠損処理は、適切に行われているか。

（３）結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項を次のとおり述べることにする。

① 分納誓約書について（ア・イ・ウ・エ・セ・ソ、指摘）

【現状・問題点】

上記の No. ア・イ・ウ・エ・セ・ソの相手方については、一部分納が実施されているにもかかわらず、分納誓約書を受け取っていない。

【結果（指摘）：業務振興課】

債務者の弁済に関する誠実な意思の表れを確認するとともに、適切な時効管理の観点からも分納誓約書を受け取るべきである。

県の債権管理適正化の手引によれば、口頭での承認であっても時効の更新事由とはなるが、後日の紛争防止のためにも、債務の承認は必ず書面で得るようにすると定められており、分納誓約書を作成する必要がある。

2 2 企業局・水道部・浄水課：調停条項による損害賠償金

（１）概要

① サンプル抽出方法

企業局水道部浄水課における令和 5 年度末の未収債権は下記のとおりである。

② 案件情報

債権の名称（種類）	調停条項による損害賠償金
債権種別	私債権
債権の根拠規定	調停条項
延滞金・違約金の根拠規定	調停条項
延滞金徴収の有無	無
債権・債務者の状況	分納制約により分納中
未収金額（令和 6 年 3 月 31 日現在）	36,750,000 円
最終納付日	H31. 2

（２）手続

当未収債権の回収管理に関して、令和 5 年度に実施された事務手続を中心に担当者に質問し、下記の書類一式を検証した。

- ・未収金明細書
- ・税外収入未済に係る現況調査
- ・弁護士法律相談議事録
- ・調停調書

なお、当債権管理の事務処理に関連する条例・手引等は下記のとおりである。

- ・ 債権管理条例
- ・ 債権管理適正化の手引

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 債権回収のための手続について（意見）

【現状・問題点】

県水道局は、平成22年度に納入業者の債務不履行により被った損害について、東京簡易裁判所に民事調停申し立てを行い、平成24年7月26日に調停が成立し、損害賠償金の分割支払を受けていた。しかし、平成31年1月支払分を最後に未払いとなった。

その後、法人の実態がなく、代表者の所在も行方不明であったが、令和4年度に代表者の所在が判明し、令和5年5月に弁護士に今後の対応を相談している。

その後、弁護士への法律相談に基づき、担当課が可能な限りの現地確認等を行ったものの、債務者の財産に関する情報を得られていない。また、令和5年度末において債権管理条例所管課である総務課に、どの程度まで財産調査するかなどの相談は行われていない（令和6年度になり、浄水課は総務課に相談を開始した。）。

当該債権のようなイレギュラーなケースへの対応はマニュアル等が整備されていないこと、最終納付の平成31年2月から相当の年月が経過していることも踏まえると、浄水課においては、所管課である総務課に相談のうえ、効率的かつ効果的な対応を検討すべきだったと考えられる。

【結果（意見）：企業局】

イレギュラーな原因により発生した債権の管理について、債権管理担当課が対応を相談できる体制があることを周知するよう要望する。

2 3 企業局・水道部・給水課：受託工事収益（原因者負担による修繕収益等）

(1) 概要

① サンプル抽出方法

企業局水道部給水課の未収金明細書（基準日：令和6年3月31日）から、受

託工事収益の未収金を対象に、任意の1件をサンプルとして抽出し、付随する未収金があれば名寄せした。

② 案件情報

No.	水道事務所	命令年月日	取引番号	収入未済額 (円)	摘要
ア	市川	令和3年 3月31日	02-36-11- 00544-02-00	1,865,420	受託工事収益 装置修繕料
イ	市川	令和3年 3月31日	02-36-11- 00545-01-00	5,292	雑収益 損失水量

本件は、指定給水装置工事業者とは別のインフラ工事を行っていたA工事業者が、給配水管を破損したために生じた装置修繕料、及びその損失水量に係る未収債権（私債権）である。

これまでの経緯としては、令和3年4月に納入通知書を送付し、同年6月に督促状を送付している。その後、令和4年6月に催告状を送付し、令和6年7月に2回目の催告状を送付したが、宛所不明で返送となった。その後、登記情報により現在の所在が判明したため、直近では令和6年10月に3回目の催告状を送付しているが、現時点において未収となっている。

（2）手続

収入未済（未収金）の管理に関する組織体制、事務手続、根拠規定等の全般事項について質問し、その上で、サンプル抽出した事案に係る相手方との交渉経過等の資料の閲覧、及び担当者への質問を実施した。

その際、以下の点に留意して監査を実施した。

- ・債権管理体制の整備・運用状況は、関連法令及び規則等に従い適正に整備され、経済的効率的に行われているか。
- ・債権の回収事務が、関連法令及び規則等に従い適切に行われているか。
- ・請求手続は、適時に行われているか。
- ・収入未済額の状況把握と対策が、適切に行われているか。
- ・債権の保全手続は、適切に行われているか。
- ・不納欠損処理は、適切に行われているか。

（3）結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項を次のとおり述べることとする。

① 記録・文書の整備について（ア・イ、指摘）

【現状・問題点】

A業者が給配水管を破損してから、現在までの事実関係等の経過が分かる記録がない。

【結果（指摘）：給水課】

現状においては、債権発生経緯や交渉過程等の履歴が明確でないことから、その後の効率的な滞納整理事務に支障をきたすおそれがある。

県の債権管理適正化の手引においても、債権の記録の整備は、債権管理の最も基本的な事項であるとされており、また、訴訟を提起する場合に、県の主張を補完する資料として必要不可欠なものとなる。

したがって、債権の発生事由、個別の回収可能性、督促状況、債務者の状況、滞納の理由等の記録を適切に整理保存しておく必要がある。

② 回収事務の管理について（ア・イ、指摘）

【現状・問題点】

催告状については令和4年6月に送付し、その後令和6年7月に送付しており2年も間が空いている。また、担当者を確認したところ、これまで文書による催告だけであり、架電や臨戸は行っていない。

【結果（指摘）：給水課】

文書による催告のみとなっており、債務者の状況も把握できておらず、実質的に効果のある回収事務が行われていない。文書のみではなく、積極的に債務者と接触・折衝する手段を講ずるべきである。

③ 遅延損害金請求・財産調査について（ア・イ、指摘）

【現状・問題点】

遅延損害金の請求や、財産調査による資料収集が行われていない。

【結果（指摘）：給水課】

当該未収債権は私債権であることから、請求による履行遅滞を生じた後の期間に係る遅延損害金について請求するべきである。

また、履行延期の特約等の必要な措置を講ずることも必要である。債務者に対して財産調査を実施の上、債務者の収入・資産等の資料を取得するよう努力し、資力がない場合には履行延期の特約（自治令第171条の6）等の措置をとるべきである。

④ 法的措置の検討について（ア・イ、指摘）

【現状・問題点】

法的手続の移行について検討していない。

【結果（指摘）：給水課】

当該未収債権は私債権であることから、督促後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、一定の場合を除き訴訟の提起、強制執行の申立て等を行わなければならないとされている（自治法第 240 条第 2 項、自治令第 171 条の 2）。

本件のような督促や催告に応じない債務者との関係では他に手立てがないことから、債務者の財産調査を実施の上、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続を視野に入れた検討をするべきである。

2 4 企業局・水道部・給水課：給水申込納付金

（1）概要

① サンプル抽出方法

企業局水道部給水課の未収金明細書（基準日：令和 6 年 3 月 31 日）から、給水申込納付金の未収金を対象に、任意の 1 件をサンプルとして抽出した。

② 案件情報

No.	水道事務所	命令年月日	取引番号	収入未済額 (円)	摘要
ア	市川	平成 30 年 7 月 31 日	30-36-11- 00163-15-00	13, 111, 200	給水申込納付金 松戸市

本件は、建物の建築工事の施主（申請者）と元請業者とのトラブルにより工事がストップしているため、給水申込納付金（私債権）が未納となっている。

これまでの経緯としては、平成 30 年の台風による事故でそれ以降の工事が止まっており、令和元年 11 月時点で、施主と元請業者との間で折り合いがつかず工事再開の目途は立っていなかった。その後、令和 2 年 3 月時点においては、両者の間で工事再開に向けての調停を進めていたが、令和 3 年 5 月・令和 4 年 3 月時点の状況は調停継続中となっており、令和 6 年 9 月時点でも依然として調停中となっている。

（2）手続

収入未済（未収金）の管理に関する組織体制、事務手続、根拠規定等の全般事項について質問し、その上で、サンプル抽出した事案に係る相手方との交渉経過等の資料の閲覧、及び担当者への質問を実施した。

その際、以下の点に留意して監査を実施した。

- ・債権管理体制の整備・運用状況は、関連法令及び規則等に従い適正に整備され、経済的効率的に行われているか。
- ・債権の回収事務が、関連法令及び規則等に従い適切に行われているか。
- ・請求手続は、適時に行われているか。
- ・収入未済額の状況把握と対策が、適切に行われているか。
- ・債権の保全手続は、適切に行われているか。
- ・不納欠損処理は、適切に行われているか。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 中止届の提出勧告について（ア、意見）

【現状・問題点】

当該未収債権は発生から6年以上が経過しており、現状においては回収の目途が立っていない。

【結果（意見）：給水課】

回収見込みがないまま長期間にわたって債権を残存させておくのは余計な管理負担となり、効率的な債権管理ではない。このまま事態の進展が望めないのであれば、申請者に対して中止届の提出を勧告することが望ましい。

2.5 企業局・水道部・給水課：雑収益（不正工事に係る認定水道料金等）

(1) 概要

① サンプル抽出方法

企業局水道部給水課の未収金明細書（基準日：令和6年3月31日）から、雑収益の未収金を対象に、任意の1件をサンプルとして抽出し、付随する未収金があれば名寄せした。

② 案件情報

No.	水道事務所	命令年月日	取引番号	収入未済額 (円)	摘要
ア	千葉	令和2年 11月11日	02-34-11- 00379-01-00	335,204	雑収益 その他雑収益 不正工事に係る認定水道料金
イ	千葉	令和2年 11月11日	02-34-11- 00380-01-00	56,059	雑収益 その他雑収益 不正工事に係る事務経費

本件は、A指定給水装置工事業者（以下「A指定事業者」という。）が企業局長

の承認を受けていない状況で、給水装置の新設工事 5 件を実施し通水したことにより生じた認定水道料金、及びその事務経費に係る未収債権（私債権）である。

不正工事発覚の経緯としては、令和 2 年 9 月に千葉市若葉区の集合住宅において、量水器筐内で代用管を設置しているため、水道の無断使用をしている可能性があるとの情報提供が、千葉水道事務所料金管理課長と検針員により同事務所給水装置課に寄せられた。これを受け、給水装置課にて現地確認等を行い調査したところ、A 指定事業者が、平成 31 年 3 月に不正工事を行っていたことが判明した。

そこで、千葉水道事務所では損失水量の積算、及び当該事務経費の算定を行い、A 指定事業者に請求すると共に、A 指定事業者からは再発防止と支払を約した顛末書を令和 2 年 10 月に入手したが、現時点において未収となっている。

（２）手続

収入未済（未収金）の管理に関する組織体制、事務手続、根拠規定等の全般事項について質問し、その上で、サンプル抽出した事案に係る相手方との交渉経過等の資料の閲覧、及び担当者への質問を実施した。

その際、以下の点に留意して監査を実施した。

- ・ 債権管理体制の整備・運用状況は、関連法令及び規則等に従い適正に整備され、経済的効率的に行われているか。
- ・ 債権の回収事務が、関連法令及び規則等に従い適切に行われているか。
- ・ 請求手続は、適時に行われているか。
- ・ 収入未済額の状況把握と対策が、適切に行われているか。
- ・ 債権の保全手続は、適切に行われているか。
- ・ 不納欠損処理は、適切に行われているか。

（３）結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項を次のとおり述べることとする。

① 回収事務の管理について（ア・イ、指摘）

【現状・問題点】

令和 2 年 11 月の調定から現在まで、A 指定事業者に対して回収手続がとられていない。

【結果（指摘）：給水課】

不正工事発覚から請求に至るまでの経緯については、起案文書等で確認できたが、請求から現在までの督促等の事実関係が分かる文書が存在しておらず、回収

事務の適切性が確認できなかった。そこで、担当者に回収手続の状況を確認したところ、督促状等の文書は送付しておらず、電話による連絡も取っていないとの事であった。したがって、当該債権は事実上放置されている状態となっている。

相手方に支払を促すと共に、適切な時効管理の観点からも文書や電話等による十分な回収努力を行うべきである。また、その際には、個別の回収可能性、督促状況、債務者の状況、滞納の理由等の記録を保存し、適切な回収事務の執行に努める必要がある。

② 請求金額の算定誤りについて（イ、指摘）

【現状・問題点】

不正工事に係る事務経費の内、現地調査に要した経費として車両費が計上されている。計上額は「ライトバン運転 1 時間」分であり、1 時間当たり 788 円の単価で算定されている。

しかし、令和 2 年度の「原因者負担に係る工事費及び損失水量費取扱要領」に規定する車両費の積算単価は、1 時間当たり 793 円であることから、誤った単価で過少に請求している。

【結果（指摘）：給水課】

この原因は、担当者が誤って平成 31 年度の単価を採用したためである。過少請求金額は 5 円と僅少であるが、金額の多寡の問題ではない。請求事務手続に係る統制上の不備の問題である。今後は手続の見直しを行い、誤りが生じないようにダブルチェックの徹底など再発防止体制を構築する必要がある。

2 6 企業局・土地管理部・土地事業調整課：幕張新都心地下駐車場の管理運営に係る納付金

（１）概要

① サンプル抽出方法

「令和 4 年度一般会計税外収入未済額」「令和 4 年度特別会計税外収入未済額」「令和 4 年度企業会計収入未済額」の 3 種類の収入未済額の明細を令和 4 年度末残高の大きい順に並べ替え、上位 50 件を抽出した。

この 50 件は、「債権名称」ごとに集計をしたものであるため、さらに、債権名称ごとにサンプルを抽出する作業が必要となったが、企業局土地管理部の土地事業調整課の債権名称「幕張新都心地下駐車場の管理運営に係る納付金」に係る収入未済案件は 1 件のみであったため、この 1 件をサンプルとした。

② 案件情報

サンプル番号	ア
債権の種類	私債権
債権発生原因	幕張新都心地下駐車場の管理運営に係る納付金
主債務者	法人N
指定の期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
収入未済額（年月日現在）	45,790,366 円（令和 5 年 3 月 31 日現在）
督促日	令和元年 6 月 4 日
分納承認	令和元年 6 月 27 日：89,362,754 円
強制執行取立て	令和 2 年 7 月 8 日から令和 3 年 2 月 15 日 （口座 19 口 72,388 円回収）
債務者等の破産	令和 2 年 3 月 12 日破産手続開始
貸倒引当金計上	令和 3 年 3 月 31 日

ア 収入未済額：45,790,366 円

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで幕張新都心地下駐車場の指定管理者であった法人Nは、平成 30 年度の下半期分の納付金分 89,362,754 円を滞納した。理由は銀行との資金繰りがうまくいかず、地下駐車場の納付金に限らず、様々な支払が滞ってしまったためだと、法人Nの担当者は説明したとのことであった。

担当所属は令和元年度においては、公正証書等に基づき分納を認め、結果的に 4,350 万円を回収することができた。しかし、令和 2 年 1 月に国税庁が法人Nの銀行口座等を差し押さえていることが判明し、担当所属も公正証書に基づき、強制執行を行ったが、大口の銀行口座の預金は既に国税庁に充当されており、少額の口座しか残っておらず、口座を 40 口差し押さえたものの、合計で 19 口から 72,388 円しか回収できなかった。

その後、令和 2 年 3 月 12 日に法人Nの破産手続が開始されたため、滞納金 45,790,366 円＋確定遅延利息＋遅延損害金を債権に抱え、現在に至っている。

なお、滞納金 45,790,366 円については、令和 3 年 3 月 31 日に破産更生債権等への振替及び貸倒引当金の計上を行った。

（2）手続

案件の概要を企業局土地管理部土地事業調整課の担当者から聴取し、「千葉県幕張新都心地下駐車場の管理運営に関する協定書」から、滞納後の督促、分納に係る「債務弁済契約公正証書」、「破産手続開始通知書」、その後の顛末に係る報告書までの関係資料を閲覧することで、当該案件を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 利用料金の取扱いについて（ア、意見）

【現状・問題点】

「千葉県幕張新都心地下駐車場の管理運営に関する協定書」では、「利用料金」を次のように規定している。

（利用料金）

第6条 駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、乙の収入とし、駐車場の管理業務の実施に要する経費に充てる。

2 乙は、利用料金の額を定め、又は変更しようとするときは、その旨を甲に届け出るとともに、駐車場の管理業務の実施に要する経費の収支予算（決算）を記載した事業計画書を提出し、甲の承認を得るものとする。

3 乙は、条例第13条の規定による利用料金の免除をする場合は、あらかじめ免除の基準を明確にし、甲の承認を得た後、利用者に対して周知を図るものとする。

出典：千葉県幕張新都心地下駐車場の管理運営に関する協定書

つまり、駐車場利用者から利用料金を受領するのは法人Nであり、その受領金額の中から県に「納付金」を支払うこととしている。

(納付金)

第8条 乙は、募集要項に基づき、駐車場の管理業務に係る納付金を甲に支払う。

2 前項の納付金の額は、次のとおりとする。

(1) 駐車場の利用料金収入の70パーセントとする。

(2) 指定管理者の駐車場の管理業務に係る決算において、収益率が20パーセントを超えた場合には、その超えた部分の50パーセントを納付金に加えるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第5条第1項に規定する期間中に納付金の額の算定の基礎とした諸要素に変動があったときは、甲乙協議の上、前項に規定する納付金の額を変更することができる。

4 納付金の納付時期は、各年度の10月末までに前年度実績の半額、3月末までに当該年度の精算額を確定し、速やかに甲に支払うものとする。ただし、28年度前期分の納入は、28年度の前期分の収入により算出する。

(事業計画等の提出)

第9条 乙は、駐車場の管理業務に係る各年度の2月末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、28年度に係る事業計画書は、協定締結後速やかに提出するものとする。

(1) 駐車場の管理運営体制

(2) 駐車場の管理業務の概要及び実施する時期

(3) 駐車場の管理業務の実施に要する経費の収支予算

(4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

出典：千葉県幕張新都心地下駐車場の管理運営に関する協定書

このような資金の流れから、法人Nは、平成30年度の下半期分の納付金、つまり、平成30年度の利用料金収入の70%分から上半期分の納付金を引いた額89,362,754円を滞納したのであるが、この間の利用料金は法人Nが受領しているのであり、十分な資金は保有していたにもかかわらず納付金を滞納したことから、利用料金から納付金を支払うまでの間に、利用料金収入を他の事業の赤字補てんに流用していたことが推定される。

【結果（意見）：土地事業調整課】

利用料金から支払うべき納付金の滞納が生じないように、納付金の支払方法の見直し等の検討をするよう要望する。

2.7 公安委員会・交通部・交通指導課：放置違反金

(1) 概要

① サンプル抽出方法

公安委員会交通部交通指導課の担当者から、標章番号、整理番号、滞納者番号、予定納付金、滞納件数の4項目について、「【県警】放置違反金未済者一覧(R060822現在).xlsx」を入手した。

	A	B	C	D	E
1	標章番号 ▼	整理番号 ▼	滞納者番号 ▼	予定納付金 ▼	滞納件数 ▼
2	32	2100628		18,000	47
3	04	2100939		18,000	47
1121	-----				
1122	50	2100720		18,000	2
1123	90	2101065		18,000	2
1124	03	1402072		15,000	2
1125	79	1402075		15,000	2

この一覧は、違反切符1件ごとの未収金のデータであったことから、「滞納者番号」で名寄せし、未収金残高上位5件をサンプルとした。

滞納者番号	14	21	33	40	47	総計
					726,000	726,000
				648,000		648,000
			495,000			495,000
		333,000				333,000
	204,000					204,000

② 案件情報

	サンプル番号	ア	イ	ウ	エ	オ
	債権の種類	強制徴収公債権	強制徴収公債権	強制徴収公債権	強制徴収公債権	強制徴収公債権
	滞納者番号					
	収入未済額	726,000	648,000	495,000	333,000	204,000
	件数	47	40	33	21	14
	滞納者氏名					
最初	違反年月日	R2.12.6	R1.12.25	H30.7.24	H28.11.21	H29.3.24
	督促年月日	R3.3.1	R2.7.30	H30.10.15	H29.2.20	H29.6.20
最後	違反年月日	R3.4.5	R2.7.5	R3.2.1	H29.10.12	R3.6.29
	督促年月日	R3.6.22	R2.12.15	R3.8.3	H29.12.28	R3.9.15
	経緯	従業員が違反を続ける。盗難届出さず。従業員が廃車し、違反が止まった。滞納者本人との連絡が断続的に行われている。	県外在住時、県内にて違反を繰り返し、転居（県外）により止まる。R05/04/12を最後に電話不通。	H30から滞納。2台のうち、1台はR02/06/24に解体処分。R03/2/1が最後の違反。	H28,29年にかけて県内の同じ地域にて繰り返し違反。	R06/04/17～R07/04/16刑務所服役中。服役前、生活保護受給。

出典：監査人作成

ア 収入未済額：726,000円 延滞金：361,400円 合計：1,087,400円（令和5年3月31日現在）

滞納者は、風俗店経営者であるが、従業員複数名が、滞納者名義の車両で送迎を行う際に駐車違反を繰り返したことにより、違反件数が増えたものである。

平成29年7月から電話による催促、令和2年1月からは訪問による催促を行い、令和2年12月以前の違反金については入金がなされたが、従業員が違反したということから、本人には当事者意識がなく、転職、新型コロナウイルス感染症罹患、病気を患う、などで支払能力がない状態に陥っている。

県としては、車両が滞納者の管理下でないことから盗難届を出して違反金の追加をなくしてはどうかと勧めたが、それに応じないうちに、従業員が廃車手続を行い、違反が止まった。

イ 収入未済額：648,000円（令和5年3月31日現在）

令和元年12月25日から令和2年7月5日まで特定の地域にて違反を繰り返していたが、県外に転居することで違反は止まった。

納付命令、督促状、催促状を違反ごとに規定通り送付し、訪問による催促を行おうとした時点では県外に転居しており、以降電話による催促を行ったが、

令和 5 年 4 月 12 日以降音信不通となった。

時効予定年月が令和 7 年 8 月 6 日以降、順次到来するのを待って、滞納処分を行う。

ウ 収入未済額：495,000 円 延滞金：346,500 円 合計：841,500 円（令和 5 年 3 月 31 日現在）

風俗店の送迎を行っており、同一地域内で、違反を重ねている。平成 30 年 7 月 24 日分から滞納し、所有車両 2 台のうち、1 台は令和 2 年 6 月 24 日に解体処分されている。令和 3 年 2 月 1 日が最後の違反である。

納付命令、督促状、催促状を違反ごとに規定通り送付し、電話による催促を令和元年 6 月から、訪問による催促を令和元年 9 月から、行っているが、転職を重ね、令和 6 年 4 月 30 日を最後に連絡途絶した。

エ 収入未済額：333,000 円 延滞金：355,600 円 合計：688,600 円（令和 5 年 3 月 31 日現在）

平成 28 年から 29 年にかけて同一地域内で繰り返し違反をした。

納付命令、督促状、催促状を違反ごとに規定通り送付し、電話による催促を平成 29 年 5 月から、訪問による催促を平成 30 年 9 月から、差押搜索を平成 30 年 11 月 19 日に行っているが、滞納金が残っている。

転職を重ね、離婚、車上生活をするなど返済能力は低い状況である。

オ 収入未済額：204,000 円 延滞金：100,000 円 合計：304,000 円（令和 5 年 3 月 31 日現在）

平成 29 年 3 月 24 日以降分の違反金が滞納となっている。

令和 6 年 4 月 17 日から令和 7 年 4 月 16 日まで刑務所に収容されており、収容前は、生活保護を受給していた。

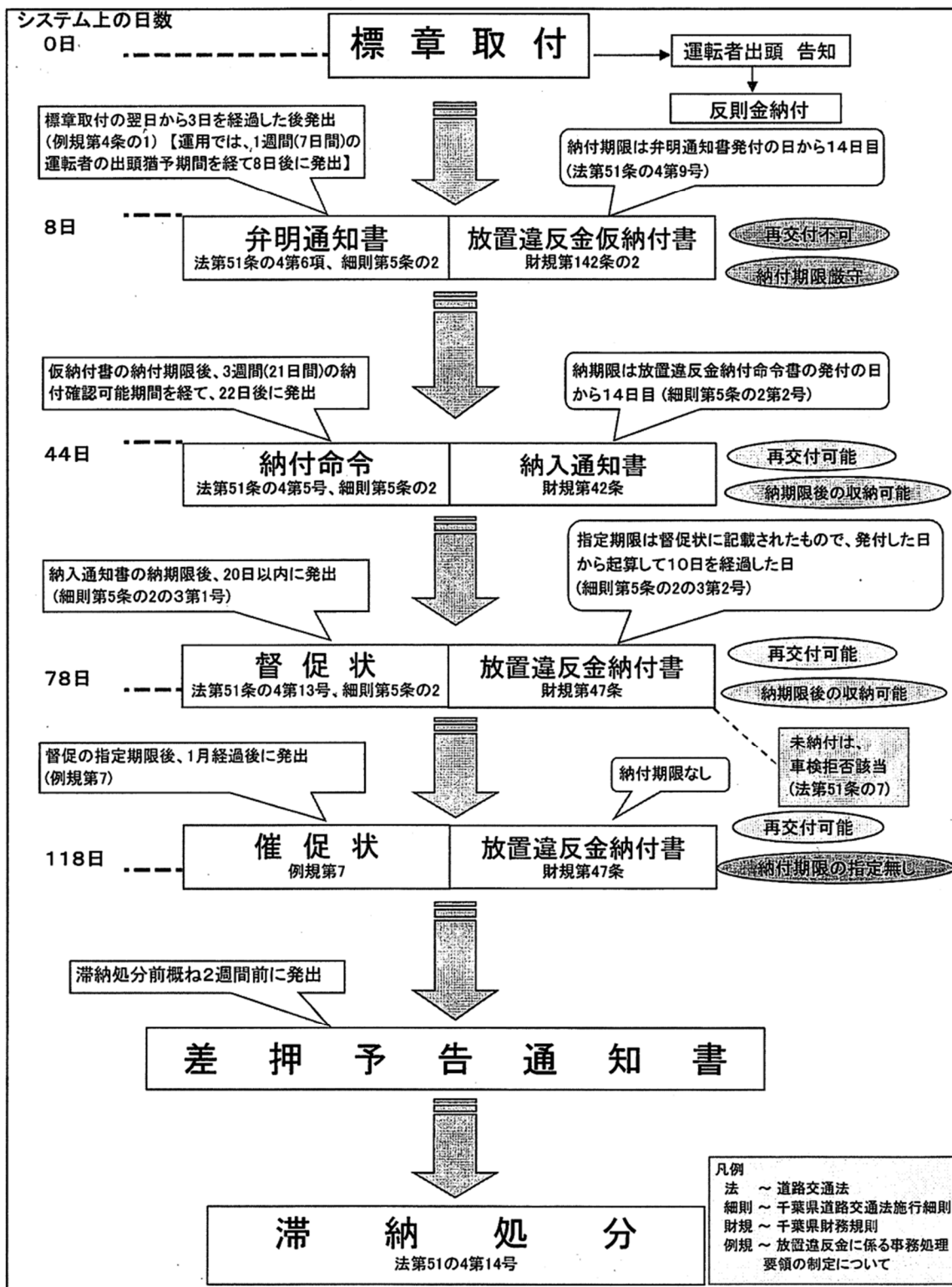
納付命令、督促状、催促状を違反ごとに規定通り送付し、現在未収分以前のものもあり、電話による催促を平成 24 年 4 月 16 日から、訪問による催促を平成 24 年 3 月 12 日から、差押えを令和 2 年 12 月 18 日に行っているが、滞納金が残っている。

（2）手続

公安委員会交通部の交通指導課の担当者から、サンプル案件の状況説明を受けるとともに、「放置違反金収納の手続」を基に、強制徴収公債権である違反金の収納の事務手続の説明を受けた。

上記情報を基に、各サンプルの未収金の発生、回収、滞納の経緯を検証した。

放置違反金収納の手続き



出典：放置違反金収納の手続

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 滞納者の管理下でない車両の盗難届について（ア、意見）

【現状・問題点】

滞納者名義の車両は、従業員が使用しているが、駐車違反摘発時には使用者を特定できず、所有者に違反金が請求されている。しかしながら、本案件では当該車両は名義人の管理下でない状態であった。

このため、滞納者には違反金に対する当事者意識がなく、支払に積極的ではなかった。

そこで、県の担当者から車両の盗難届を出すことで違反金が追加されることを止めることを提案したが、応じなかった。その後、従業員が廃車手続を行ったことにより、令和3年4月5日が最後の違反となった。

【結果（意見）：交通指導課】

滞納者の支払能力に疑義がある状況にもかかわらず、違反金が増え続ける状態であったのであるから、自己の管理下ないと主張することもあり、盗難届を提出することにより、違反の追加を止める提案を当事者にするよう要望する。